

第 6 次京都市環境影響評価審査会委員名簿

委員氏名	役 職 等 (※)	専門分野
◎ いけだ ゆうこう 池田 有光	大阪府立大学名誉教授	大気環境科学
いたくら ゆたか 板倉 豊	京都精華大学教授	環境教育学
いわた かつや 岩嶋 樹也	京都大学名誉教授	気 象 学
おおにし ゆうぞう 大西 有三	京都大学理事・副学長	地 盤 工 学
かさほら みきお 笠原 三紀夫	京都大学名誉教授	エネルギー環境学
くの えいじ 久野 英二	京都大学名誉教授	昆虫生態学
たかはし さち子 高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師	淡水魚類生態学
たけだ のぶお 武田 信生	立命館大学総合理工学研究機構客員教授・エコテク ノロジー研究センター長・京都大学名誉教授	廃棄物熱操作処理学
ひらまつ こうぞう 平松 幸三	京都大学大学院教授	音 響 環 境 学
ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院准教授	景 観 生 態 学
ふじもと ひでこ 藤本 英子	京都市立芸術大学准教授	環境デザイン学
ますだ けいこ 増田 啓子	龍谷大学教授	気 候 学
やまだ くにかず 山田 邦和	同志社女子大学教授	考 古 学
やまだ はるみ 山田 春美	社団法人水環境学会関西支部理事	水 質 化 学
わだ やすひこ 和田 安彦	元関西大学教授	環境システム学

◎：京都市環境影響評価審査会 会長

(敬称略，五十音順)

※：役職等は，諮問時のもの

第7次京都市環境影響評価審査会委員名簿

委員氏名	役職等(※)	専門分野
◎ いけだ ゆうこう 池田 有光	大阪府立大学名誉教授	大気環境科学
いたくら ゆたか 板倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授	環境教育
いwashima たつや 岩嶋 樹也	京都大学名誉教授	気象学
おおくぼ のりこ 大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
おおにし ゆうぞう 大西 有三	京都大学総長特別補佐・京都大学名誉教授	地盤・地下水工学
かさハラ みきお 笠原 三紀夫	京都大学名誉教授	大気汚染
かつみ たけし 勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	環境地盤工学
くらた がくじ 倉田 学児	京都大学大学院工学研究科准教授	都市環境工学
しまだ ようこ 島田 洋子	京都大学大学院工学研究科准教授	水質
たかはし さち子 高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師	生物
たけだ のぶお 武田 信生	京都大学名誉教授	環境システム工学
ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	景観生態
ふじもと ひでこ 藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部教授	景観デザイン
ますだ けいこ 増田 啓子	龍谷大学経済学部教授	環境気候
まつい としひと 松井 利仁	京都大学大学院工学研究科准教授	音環境・騒音

◎：京都市環境影響評価審査会 会長

(敬称略，五十音順)

※：役職等は，答申時のもの



環 環 管 第 2 6 号
平成 2 2 年 8 月 1 0 日

京都市環境影響評価審査会
会長 池田 有光 様

京都市長 門川 大作



京都市環境影響評価等に関する条例改正に伴う
技術指針及び事前配慮指針の改定について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願い致します。

記

（諮問事項）

京都市環境影響評価等に関する条例改正に伴う技術指針及び事前配慮指針の改定について

（諮問理由）

本市では、平成 1 1 年 6 月に、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること等を目的として、京都市環境影響評価等に関する条例（以下、「条例」という。）を施行し、運用してきたところです。

環境影響評価法の改正に向けた国会での審議を踏まえ、条例の改正についても検討を始めておりますが、条例改正に伴い、条例第 6 条に定める「事前配慮指針」及び条例第 8 条に定める「技術指針」の改定について、諮問致します。

京都市環境影響評価審査会 開催経過

第 1 回 審査会 (平成 22 年 8 月 10 日)	諮問
第 2 回 審査会 (平成 23 年 12 月 28 日)	部会の設置について 技術指針改定の方向性について
第 1 回 部会 (平成 25 年 2 月 18 日)	技術指針の改定について
第 3 回 審査会 (平成 25 年 3 月 6 日)	技術指針の改定について 答申

貴重種情報の取扱いに関する京都市環境影響評価審査会運営要領の見直しについて

京都市域内における貴重な植物及び動物に係る生育、生息に関する情報（以下、「貴重種情報」という。）の取扱いについては、京都市環境影響評価等に関する条例施行規則第28条の規定に基づき制定された京都市環境影響評価審査会運営要領（以下、「要領」という。）に定めがある。

要領においては、貴重種情報に関して、京都市環境影響評価審査会（以下、「審査会」という。）は、

- 会議を非公開とすることができる
 - 会議の議事録を非公開とすることができる
- こととなっている。

改正された京都市環境影響評価等に関する条例（以下、「改正条例」という。）が施行される平成25年4月1日以降、配慮書案等がインターネットによる公開の対象となることから、当該図書に貴重種情報が掲載されていた場合、これまで以上に容易に乱獲等を引き起こす可能性がある。

このため、改正条例の施行に併せて要領を見直し、審査会においては配慮書案等への貴重種情報の掲載の適否について、その都度判断をお願いする予定である。

想定される貴重種情報の取扱い（計画段階環境配慮手続）

情報入手 → 条例対象事業者（以下、「事業者」という。）が、配慮書案作成の段階で、貴重種情報を把握している場合

- ① 本市との事前協議の段階で、貴重種情報を配慮書案から切り離し、別冊配慮書案として提出するよう指導
- ② 別冊配慮書案のみ非公開

情報入手 → 市民意見により、貴重種情報が提供される場合

- ③ 審査会において、
 - 別冊配慮書案
 - 市民意見で寄せられた貴重種情報
 の内容について審議頂き、当該情報の配慮書への掲載条件について決定
- ④ 審査会の決定に従い、事業者が配慮書を作成するよう本市が事業者に対し指導

（注）事業アセスメント手続においては、配慮書案を準備書に、配慮書を評価書に読み替える。